

当院を定期受診されている患者さんに対する 「電話診療」の実施について

厚生労働省による「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」を踏まえ、当院では新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年4月21日（火）から電話診療を開始しました。

当院の方法は、再診予約のある患者さんで、1に記載の対象となる患者さんに主治医から電話連絡をさせていただき、患者さんの了解を得られれば電話診療を行うものです。

対象となる患者さん及び主な手順については以下のとおりです。

1. 対象となる患者さん
 - ・慢性疾患等で当院に定期受診され再診予約のある患者さんのうち、主治医が電話による診察を可能と判断された患者さん
2. 電話をおかけする時期
 - ・当院主治医が電話診察を可能と判断された患者さんに対し、順次、電話をさせていただくため、日時は診察前1週間以内を予定していますが不定期です。（患者さんからのお問い合わせにはお答えできません）
 - ・附属病院の電話番号以外の番号から電話させていただく場合がございますので、ご了承ください。
3. 電話診療の内容
 - ・電話診療について主治医より患者さんに説明のうえ、了解を得られた場合に行います。
 - ・主治医より書類の送付先住所の確認をさせていただきます。
書類の送付先が登録している住所と異なる患者さんについては、電話診療後の当日（後日の時もあり）事務から住所確認の電話をさせていただきます。
 - ・主治医より保険の確認をさせていただきます。
 - ・院外処方箋、予約票等の書類は郵送で指定のご住所に送付いたします。（到着までに数日を要しますのでご了承ください）
 - ・電話診療には診察料等費用がかかります。この診察料等は、次回以降の来院時に精算いただきます。
4. 患者さんに行っていただくこと
 - ・当院から郵送された院外処方箋と保険証等必要書類を持って、ご近所の調剤薬局でお薬を処方してもらってください。
※院外処方箋には有効期間がありますのでご注意ください。